

初診時選定療養費のご負担について

初診時選定療養費とは

高度で専門的な医療を行う病院と初期治療を行う、かかりつけ医の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度であり、**200床以上の病院**においては、**かかりつけ医等からの紹介状（診療情報提供書）を持たずに受診する患者さん**へ、診療費とは別に「初診時選定療養費」を徴収することが義務付けられております。

当院では、他の医療機関からの紹介状なしで受診をする患者さんに、**初診時の選定療養費として 7,700円（税込） をご負担いただきます。**

厚生労働省の定めにより、下記の方は**対象外**となります。

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- 救急車で搬送された場合（軽症の場合は除外される場合がございます。）
- 外来受診後、そのまま入院となった場合
- 生活保護を受給されている方、当院の無料低額診療制度を受給されている方
- 医師により徴収対象外と判断された方
- 国が発行する公費医療負担制度を受給されている方、
特定の疾病や障害に対して公費医療負担制度を受給されている方
 - ※「ひとり親家庭医療費助成制度」・「乳幼児医療助成制度」は負担対象です。
 - ※医師の判断により公費が適用とならない診療の場合、選定療養費の負担対象となります。

下記の場合においては、初診時選定療養費をご負担いただきますため、ご承知おきください。

- 前回受診時と同じ病名、同じ症状であっても患者さんの都合により診療を中断された場合
- 当院通院中に、紹介状（院内紹介含む）なく、他の診療科を受診する場合
- 前回の病気が治癒された患者さんが、新たに同じ科で受診される場合
- 口腔外科(歯科)とその他の診療科(医科)は、それぞれにおいて選定療養費が発生します。

